

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の5第5項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年3月27日

【事業年度】 第197期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 丸善株式会社

【英訳名】 Maruzen Company, Limited.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 村田 誠四郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋2丁目3番10号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の
場所で行っております。)

【電話番号】 03 - 3272 - 7011

【事務連絡者氏名】 管理本部財務統括センター長
鷲本 晴吾

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目9番2号

【電話番号】 03 - 3272 - 7011

【事務連絡者氏名】 管理本部財務統括センター長
鷲本 晴吾

【縦覧に供する場所】 丸善株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目2番7号)

丸善株式会社 関西支社

(大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年12月13日に提出いたしました第197期中（自平成17年4月1日至平成17年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

縦覧に供する場所

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1)中間連結財務諸表

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4 会計処理基準に関する事項

(3)重要な引当金の計上基準

退職給付引当金

2 中間財務諸表等

(1)中間財務諸表

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

3 引当金の計上基準

(4)退職給付引当金

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【縦覧に供する場所】

丸善株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目2番7号)

丸善株式会社 関西支社

(大阪市中央区博労町3丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(訂正後)

【縦覧に供する場所】

丸善株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目2番7号)

丸善株式会社 関西支社

(大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

(訂正後)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、平均残存勤務期間が短縮されたことに伴い、数理計算上の差異の処理年数を当中間連結会計期間より従来の15年から10年へ変更しております。この変更により退職給付費用が21百万円増加しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 <u>同左</u></p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

(訂正後)

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、<u>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</u></p> <p><u>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</u></p> <p><u>なお、平均残存勤務期間が短縮されたことに伴い、数理計算上の差異の処理年数を当中間会計期間より従来の15年から10年へ変更しております。この変更により退職給付費用が21百万円増加しております。</u></p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>